

印刷会社 のための 知的財産

連載
第⑨回

裁判例紹介

事件名： かえでの木事件

…被写体の所有権に基づく出版物の
差止等が認められなかった事件…

東京地裁平成14年7月3日判決
平成14年(ワ)1157号

◆実務上のポイント

他人の所有物を撮影し、出版物等に掲載する場合には、被写体が著作物であれば著作権法による制限を受けますが、被写体が著作物でない場合であっても、所有者による制限を受ける場合があります。

印刷物の企画提案を行う印刷会社としては、コンテンツの選択に際し、著作権法上の問題だけでなく、様々な角度から未然にトラブルを防ぐ意識を持ちたいものです。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

本件は、有名なかえでの木が生育する土地の所有者が、所有権に基づいてかえでの木の写真を掲載した出版物の出版差止等を請求したところ、請求が認められなかったという、物の所有権についての理解をする上で参考となる事件です。

2004年1月号では、著作権の消滅した美術品の所有者が、その美術品の写真を収録して出版した出版社に対して、出版による複製行為によって所有権を侵害されたとして出版の差止等を請求した事件「顔

真卿自書建中告身帖事件」をご紹介しました。著作物の所有権と著作権との違いを理解する上で役に立つ判決例です。今回は、対象物が著作物ではなく、専ら物の所有権に基づいた権利主張を行った点で特徴的な事件と思われます。

◆事件の概要

原告Xは、長野県北安曇郡の土地に高さ15メートルの巨大なかえでの木を所有しています。平成7、8年ころ、本件かえでは、その美しさが新聞で報道されたのを機に有名となり、本件かえでの木を觀賞するために多くの観光客が訪れるようになりました。原告は、本件かえでの管理をし、その保全に努めてきましたが、その根本が踏み固められたりしたことにより、本件かえでが危機的な状況に陥っていることが分かり、その保全の必要性を痛切に感じました。そこで原告Xは、平成12年7月ころ、個人が楽しむ目的以外で、本件かえでの木を撮影すること、及び撮影した映像を使用することについては、原告Xの許可が必要である旨の看板を設置しました。

一方、フリーカメラマンである被告Zは、平成元年ころ、本件かえでを見て感動を覚え、それ以来、

原告Xが本件看板を設置する以前、長期間にわたって、本件かえでの撮影を行いました。被告Zは、平成12年11月ころ、本件かえでの写真を掲載した写真集が出版社被告Yにより出版されることが決まった旨を、原告Xに連絡したところ、原告Xから、本件かえでの映像の使用許諾を得ることを要求されました。しかしながら、結局、被告Y、Zは、原告Xが要求した許諾手続を経ることなく平成13年11月、写真集を出版しました。

そこで原告Xは、被告Yに対し、写真集の出版・販売等の差止、被告Y及び被告Zに対して不法行為に基づき損害賠償の請求を行いました。

◆原告Xの請求内容

本件かえでを撮影した写真を複製したり、複製物を掲載した書籍を出版等する権利は、本件かえでの所有者たる原告Xのみが排他的に有すると主張して、被告Yの写真集の出版・販売等の差止めを求めました。

更に、本件かえでを撮影し、その写真を掲載した写真集を出版、販売等したことにより本件かえでの所有権が侵害されたとして、被告Y、Zに対し不法行為に基づく損害賠償を求めました。

「本件かえでに対する所有権の内容は、有体物としての本件かえでを排他的に支配する権能（能力を行使する権利）にとどまるのであって、本件かえでを撮影した写真を複製したり、複製物を掲載した書籍を出版したりする排他的権能を包含するものではない。そして、第三者が本件かえでを撮影した写真を複製したり、複製物を掲載した書籍を出版、販売したとしても、有体物としての本件かえでを排他的に支配する権能を侵害したということとはできない。したがって、写真集を出版、販売等したことにより、原告の本件かえでに対する所有権が侵害されたということとはできない。

したがって、原告Xの上記主張は、主張自体失当である。」としました。

②損害賠償請求について

前記で判示したように、「本件かえでを撮影し、その写真を掲載した写真集を出版、販売等したことにより、原告の本件かえでに対する所有権が侵害されたということとはできない。また、本件全証拠によっても、被告Zが、本件かえでの枝を折るなど、本件かえでの所有権を侵害する行為を行ったと認めることはできない。したがって、原告Xの不法行為に基づく損害賠償請求の主張は理由がない。」と判断されました。

◆判決要旨

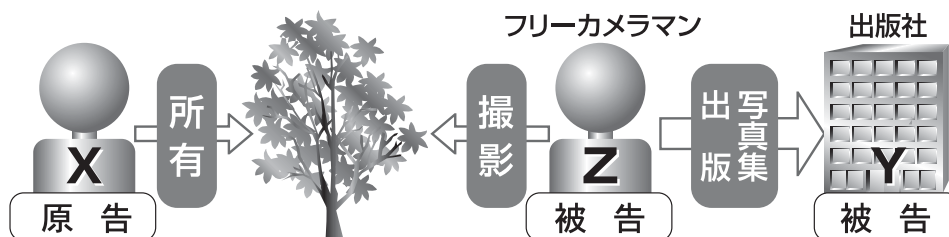
判決・主文

原告Xの請求をいずれも棄却する（認めない）。

①差止請求について

◆解説

近年では、我々印刷会社が印刷物の企画・提案や、コンテンツの収集までを請う場合が多くあります。当然ながら、得意先に提出する企画・提案は、使用



上問題のないコンテンツで構成されていることが必要です。一方で、コンテンツ保有者側の権利意識も高まっており、コンテンツの入手(撮影など)・使用・利用(掲載)の段階においてトラブルのリスクも増していると言って良いでしょう。更に、実際の商取引では、法令とは異なる慣習が存在するという実態もあります。本件を通して、コンテンツの使用許諾の必要性について、今一度考えてみたいと思います。

—判決について—

そもそも、かえでの木自体は自然物であるため基本的に著作物に該当せず、また、かえでの所有権は、上述の通り有体物としての本件かえでを排他的に支配する権能にとどまるので、かえでの木の写真を掲載した写真集の出版行為の差止、及び不法行為に基づく損害賠償を認めなかったのは、きわめて妥当な判決です。

—著作権、パブリシティ権等について—

しかしながら、所有者である原告Xの立場としては、手塩に掛けたかえでの木が、他人に写真撮影され、その写真集が出版されて利益を上げているというのは面白くはないでしょう。原告Xが何らかの権利を主張したいと思うのももっともです。この結果、本件事例のように、所有者との間でトラブルを生じってしまう事態も起こり得ます。

例えば、著作権法上では、建物を撮影した写真は自由に利用できることとされていますが、アミューズメントパーク、競技場や文化財として指定されている場所などでは、立ち入りや撮影に際しての契約上、建物等を撮影した写真の公開を制限している場合があります。また、テレビなどで有名となった犬、猫、猿などの動物、有名な料理家の作った料理、特定運輸機関の車両・船舶・航空機などには、法的にはパブリシティの権利は認められませんが、それでもこれらの被写体を、許諾を得ることなく掲載した場合には、所有者や製作者とトラブルが生じる恐れがあることを認識しておく必要があります。

—実務上の対応について—

実務上、撮影や撮影した写真の利用について許諾が必要か否かについては、事案ごとの個別判断とならざるを得ません。事前にトラブルを防止するためには、許諾料支払いの慣例があるかを調べるなどして、明らかに許諾が不要であると判断できる場合を除き、できるだけ関係者(所有者、管理者等)に連絡をとり、撮影、掲載についてよく話し合って合意しておくとい良いでしょう。神社仏閣、美術品や文化財の場合は、撮影やその写真の利用について礼金を支払うことが慣習的に行われている場合もあります。どんなに注意を払っても、完全にトラブルを防ぐことは不可能かもしれませんが、大切な得意先の信頼を裏切らないためにも、最大限の努力をしたいものです。

—他人の土地への立ち入りについて—

裁判では争いになりませんでした。裁判官は不法行為の成否に関連し、被告Zの撮影態様等が、かえでの木の所有権以外の法的利益を害すると評価されることにより、不法行為を構成するといえるか否かについても検討を加えています。原告Xは本件かえでの状態を憂慮し、営利目的で土地に立ち入って本件かえでの撮影をする行為に制限を設ける旨を記した看板を立てました。ところが本件事件の場合、被告Zが本件かえでの撮影をしたのは、看板が設置されるより以前であったとの理由で、被告Zの撮影行為は不法行為を構成しないとされました。しかし、仮に被告Zが看板設置以後に土地に侵入し写真を撮影していたとしたらどうでしょうか。この場合、原告Xが禁止した行為を行うために土地に立ち入ったのであるから、被告Zの撮影行為は原告Xの土地の所有権を侵害する不法行為を構成すると判決で述べられています。似たような事例として、博物館や美術館において、写真撮影を禁止している例が見受けられますが、撮影禁止であることを認識した上で入館したにもかかわらず撮影行為を行うことは、契約違反と言えますので、同様に注意が必要です。